

病床機能区分の移行に係る協議の場における協議等の取扱方針（案）

平成 29 年 月 日

神奈川県保健福祉局保健医療部医療課

1 基本的な考え方

今後の地域における病床整備や病床機能の確保にあたっては、神奈川県地域医療構想に示された地域の課題や取組みの方向性などを考慮して進めていく必要がある。

今後、地域における医療機関の役割分担が進み、各医療機関が、自らの病床機能や提供する医療を検討していく中で、医療機関が当該地域において既に過剰となっている病床機能への転換を検討する場合には、医療機関の病床機能報告と地域医療構想の必要病床数の推計では病床機能の定義等が異なることも踏まえ、これらの数値だけでは的確に把握できない地域の課題や実情にも留意しながら、地域において必要な医療機能が確保できるようにしていく必要がある。

このため、地域における協議の場である地域医療構想調整会議を活用し、転換しようとする医療機関に、理由等の必要な情報の提供や説明を求め、必要性や妥当性について協議等を行うことで、各地域において必要な医療機能を安定的に提供していけるよう、本県における当面の間の取扱方針を次のとおり定める。

2 協議の場における協議等の対象について

(1) 医療法（以下「法」という。）第 30 条の 15 に定めのある場合のほか、次に該当する場合についても、次項の手続により、協議の場における協議等の対象とできる。

ア 直近の病床機能報告においては、基準日病床機能と基準日後病床機能とが同一であったものの、その後の事情変更により、過剰病床区分への転換に係る相談等があった場合

イ 前年度における病床機能報告においては、基準日病床機能及び基準日後病床機能が同一かつ不足病床区分であったが、前年度報告以後に、病床機能を転換し、当該年度の病床機能報告においては、基準日病床機能が過剰病床区分となり、かつ基準日後病床機能も過剰病床区分である場合

ウ ア、イのほか、これに準ずるもので、医療機関が、地域医療構想の達成に影響する転換や変更を行おうとし、協議の場における協議等が必要となった場合

3 協議の場における協議等の手順について

(1) 対象となる転換案件等があった場合、知事は、当該医療機関に対して、次の理由等を記載した書面の提出を求めることができる。

ア 法第 30 条の 15 に該当する場合

当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由

当該基準日後病床機能の具体的な内容

その他知事が指示する事項

イ 第 2 項（1）アに該当する場合

移行が必要な理由

移行後の病床機能の具体的な内容

その他知事が指示する事項

ウ 第2項(1)イに該当する場合

移行の理由

移行後の病床機能の具体的な内容

その他知事が指示する事項

- (2) 知事は、第4項の基準に照らして、医療機関が提出した理由等が十分かどうかを判断する。判断に当たっては、必要に応じて地域医療構想調整会議に意見を求めるものとする。理由等が十分ではないと認める場合は、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができるものとする。なお、当該報告病院が参加できないやむを得ない事情がある場合は、理由等を記載した書面等の提出により協議を行うこともできるものとする。
- (3) 前号の協議の場は、原則として、各地域で定期的に行われる地域医療構想調整会議（横須賀・三浦区域、湘南東部区域、湘南西部区域、県央区域、県西区域においては、地区保健医療福祉推進会議）とするが、移行の時期が迫っているなどの事情がある場合は、臨時または書面にて開催する調整会議における協議のほか、必要に応じて、調整会議のもとに設ける、部会などの場への参加を求めることも可能とする。
- (4) 知事は、前2号の協議の場において、第4項の基準に該当するものとして協議が整わないときは、当該医療機関の開設者又は管理者に対し、県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができるものとする。
- (5) 第1号で提出のあった理由等が十分と判断した案件及び第2号の協議の場における協議が整った案件については、転換を認めるとともに、保健医療計画推進会議に対して、経過を報告することとする。
- (6) 第4号の説明を求める場合は、知事は、保健医療計画推進会議へ経緯を報告の上、説明を求めることについて承認を得るものとする。

4 過剰病床機能区分への変更に係る基準等について

- (1) 原則として、以下のいずれかに該当する場合に、変更を認めることとする。
- ア 当該二次保健医療圏又は構想区域の中で病床機能の地域偏在が存在する場合で、一定の地域で特に整備の必要性が認められる機能区分の病床と認められる場合
- イ 人口の急増等により、なお当面、整備が必要と考えられる機能区分の病床と認められる場合
- ウ その他、地域の実情に応じ、良好な医療提供体制を確保するために必要性が高いと認められる場合

5 会議の公開について

協議の内容が、医療機関の経営状況等に関わるなど、神奈川県情報公開条例第5条第2号の規定に該当すると認められる場合は、当該案件については非公開とすることができる。

医療法

〔基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合等の措置〕

第30条の15 都道府県知事は、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。
- 3 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、これに応ずるよう努めなければならない。
- 4 都道府県知事は、第2項の協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる。
- 5 報告病院等の開設者又は管理者は、前項の規定により都道府県知事から求めがあつたときは、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう努めなければならない。
- 6 都道府県知事は、第2項の協議の場における協議の内容及び第四項の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、報告病院等（第7条の2第1項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能を当該報告に係る基準日後病床機能に変更しないことその他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第7条の2第1項各号に掲げる者以外の者が開設する報告病院等について準用する。この場合において、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

[委任] 医療法施行規則

第三十条の三十三の九 法第30条の15第1項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

- 2 法第30条の15第1項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。
- 3 法第30条の15第4項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。
 - 一 法第30条の15第2項の協議の場における協議が調わないとき。
 - 二 法第30条の15第2項の規定により都道府県知事から求めがあつた報告病院等の開設者又は管理者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。

〔協議が調わない場合の措置〕

第 30 条の 16 都道府県知事は、医療計画において定める地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、協議の場における協議が調わないとき、その他の厚生労働省令で定めるときは、構想区域等における病床機能報告対象病院等（第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病床の機能区分のうち、当該構想区域等に係る構想区域における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における将来の病床数の必要量に達していないものに係る医療を提供することその他必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者以外の者が開設する病床機能報告対象病院等について準用する。この場合において、前項中「指示する」とあるのは、「要請する」と読み替えるものとする。

[委任] 医療法施行規則

第 30 条の 33 の 10 法第 30 条の 16 第 1 項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 一 法第 30 条の 14 第 1 項に規定する協議の場（以下この条において「協議の場」という。）における協議が調わないとき。
- 二 法第 30 条の 14 第 1 項に規定する関係者（次号において「関係者」という。）が協議の場に参加しないことその他の理由により協議の場における協議を行うことが困難であると認められるとき。
- 三 関係者が協議の場において関係者間の協議が調った事項を履行しないとき。